

承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置 を適用する場合の酒税納税申告書の作成の手引

【この手引の内容】

この手引は、承認酒類製造者が、所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）による改正後の租税特別措置法第87条《承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例》の規定の適用を受ける場合の酒税納税申告書のe-Taxによる作成方法について、解説したものです。

経過措置の適用を受け、引き続き旧制度の計算方式を適用する場合には、酒税納税申告書の作成方法は令和6年3月以前と変更はありません。この手引によらず、「酒税納税申告書の記載要領」等を参照してください。

なお、承認酒類製造者の承認を受ける手続等については、国税庁HP「租税特別措置法第87条関係について」（「ホーム／税の情報・手続・用紙／お酒に関する情報／租税特別措置法第87条関係について」<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/sozei/index.htm>）をご覧ください。

《目 次》

(頁)

I	申告書の入力要領	1
	（別表）酒類コード一覧表	14
II	申告書の入力例	17
III	申告書様式	24
	1 酒税納税申告書	24
	2 税額算出表	25
	3 戻入れ酒類の控除（還付）税額計算書	26
	4 移入酒類の再移出等控除（還付）税額計算書	27
	5 被災酒類に対する酒税の控除（還付）明細書	28
	6 軽減税額算出表	29

凡 例

略語	法令の正式名称等
酒税法	酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）
酒税令	酒税法施行令（昭和 37 年政令第 97 号）
措置法	租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）
令和 5 年改正法	所得税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 号）
冲特法	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 129 号）
冲特令	沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和 47 年政令第 151 号）
組合令	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令（昭和 28 年政令第 28 号）

I 申告書の入力要領

1 酒税納税申告書（基本情報）

氏名など基本的な情報を入力します。

(酒税納税申告書 抜粋)

CC1-5205-1

令和 6 年 9 月分
令和 年 月 日分

酒 税 納 税 申 告 書

令和 6 年 10 月 29 日

(製造場の所在地及び名称) 〒100 - 8978 電話番号00 - 0000 - 0000
東京都千代田区霞が関3-1-1

申告者 (氏名又は名称及び代表者氏名)
霞ヶ関酒造株式会社
国税 太郎

〒100 - 8978 電話番号00 - 0000 - 0000
霞ヶ関酒造株式会社

麹町 税務署長殿

下記のとおり酒税の納税申告書 (期限内申告書) を提出します。

記

(入力要領)

番号	項目	入力する内容等
①	申告対象年月	申告しようとする酒類を移出した年月を入力してください。
②	提出年月日・提出先	「申告・申請等基本情報」に入力した情報が自動入力されます。
③	製造場の所在地及び名称・電話番号	「申告・申請等基本情報」に入力した情報が自動入力されます。
④	住所・電話番号	「申告・申請等基本情報」に入力した情報が自動入力されます。
⑤	氏名又は名称及び代表者氏名	「申告・申請等基本情報」に入力した情報が自動入力されます。
⑥	申告区分	提出する申告書に応じた区分（期限内申告書・期限後申告書・修正申告書・還付請求申告書）をリストボックスより選択してください。

2 税額算出表

この表は、別表「酒類コード一覧表」の酒類コードの異なる別（酒類の種類別、品目別及び酒税法第23条《税率》の適用区分別。以下「品目区分別」といいます。）に分類して入力してください。

発泡性酒類及び醸造酒類に該当する酒類については、品目区分別かつ「区分」欄の異なる別に区分して、アルコール分別に「総移出数量」、「未納税移出数量」、「輸出免税数量」及び「課税標準数量」の各欄を入力した明細と、明細の各欄を合計した税率適用区分計を入力し、税率適用区分計に税率を適用して税額を算出してください。

蒸留酒類及び混成酒類に該当する酒類については、アルコール分別が税率適用区分別となるので、それぞれ税率を適用して税額を算出してください。

なお、それぞれの区分に応じ、品目区分別計及び総合計を入力してください。

(様式)

(税額算出表 抜粋)

CC1-5205-2

令和 6 年 9 月分
令和 年 月 日分

税 額 算 出 表

(1 / 1)

(本表の2)

順号	区分	酒類コード	酒類の品目別	アルコール分別	①総移出数量 ML	②未納税移出数量 ML	③輸出免税数量 ML	④課税標準数量 (①-②-③) ML	⑤税率	⑦軽減後税額 ⑥税額	控除数量 ML ⑧控除税額 円	⑨算出税額 (⑥-⑧)又は (⑦-⑧) 円	摘 要
1	0	110	清酒	15.0	1,000,000	500,000	500,000	0		0		0	
3	1	110	清酒	15.0	1,000,000	500,000	500,000	0		0		0	
3	1	4	清酒	15.0	10,000			10,000					

(入力要領)

番号	項目	内容等
①	申告対象年月	申告しようとする酒類を移出した年月を入力してください。
②	区分	次の区分に応じてリストボックスより選択してください。
		<p>次のいずれかの規定の適用を受ける酒類の明細及び税率適用区分別計（品目区分別計及び総合計を除きます。「2」、「3」及び「0」において同じです。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 措置法第87条《承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例》 (注) 当年度酒税累計額が1億円を超える場合を含みます。 令和5年改正法附則第54条《清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置》又は第55条《ビールに係る酒税の税率の特例に関する経過措置》
		<p>沖特法第80条《内国消費税等に関する特例》の規定を受け、沖特令第72条第1項《沖縄県産酒類に対する酒税の軽減等》の規定の適用を受ける酒類の明細又は税率適用区分計</p>
		<p>「措置法又は令和5年改正法附則」と「沖特法」の両方の規定の適用を受ける酒類の明細又は税率適用区分計</p>
0	1～3以外の明細又は税率適用区分別計	

		8	品目区分別計
		9	総合計
③	酒類コード	別表「酒類コード一覧表」に掲げるコードを入力してください。	
④	酒類の品目別	「酒類コード」欄を入力すると、対応する酒類の品目区分が自動的に入力されます。	
⑤	アルコール分別	<p>組合令第8条の3《表示事項》により表示すべきアルコール分を入力してください。</p> <p>なお、発泡性酒類及び醸造酒類に該当する酒類の税率適用区分別計、品目区分別計及び総合計の各行においては、入力しないでください。</p>	
⑥	①総移出数量	<p>製造場から移出した酒類の課税標準たる数量を合計して入力してください。</p> <p>なお、税率適用区分別計において、合計数量又は入力すべき数量に10ミリリットル未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください（以下⑦から⑨までにおいて同じです。）。</p>	
⑦	②未納税移出数量	未納税酒類について酒税の免除を受けようとする酒類の数量を入力してください。	
⑧	③輸出免税数量	輸出する目的で移出した酒類について酒税の免除を受けようとする酒類の数量を入力してください。	
⑨	④課税標準数量	<p>「①総移出数量」欄の数量から、「②未納税移出数量」欄の数量及び「③輸出免税数量」欄の数量の合計を差し引いた数量が自動的に入力されます。</p> <p>ただし、「区分」欄が8の場合には、「①総移出数量」欄の数量から、「②未納税移出数量」欄の数量及び「③輸出免税数量」欄の数量の合計を差し引いた数量を入力してください。</p>	
⑩	⑤税率	<p>税率適用区分ごとの税率を入力してください。</p> <p>なお、品目区分別計及び総合計においては、「税率」欄は入力しないでください。</p>	
⑪	⑥税額	「④課税標準数量」×「⑤税率」により計算された結果が自動的に入力されます。	
⑫	⑦軽減後税額	入力しないでください。	
⑬	控除数量 ⑧控除税額	入力しないでください。	
⑭	⑨算出税額	「⑥税額」欄の金額をそのまま入力してください。	

⑮	製造場名	「申告・申請等基本情報」に入力した情報が自動入力されます。
---	------	-------------------------------

3 戻入れ酒類の控除（還付）税額計算書

この計算書は、戻入れ酒類に係る酒税の控除又は還付を受ける場合に作成してください。

なお、この計算書は、別表「酒類コード一覧表」のように酒類の品目区分別及びアルコール分別にそれぞれ細分して入力してください。

また、酒類の品目別については、原則として、別表「酒類コード一覧表」に記載の順に、同一分類の酒類については適用税率順に、更に、それが同一のものはアルコール分の高いものから入力し、税率適用区分計を入力してください。なお、品目区分別計及び総合計を入力する必要はありません。

おって、発泡性酒類及び醸造酒類に該当する酒類については、品目区分別かつ「区分」欄の異なる別に区分して入力した明細と、明細の各欄を合計した税率適用区分計を入力し、税率適用区分計に税率を適用して税額を算出してください。

(様式)

(戻入れ酒類の控除（還付）税額計算書 抜粋)

CC1-5205-4

令和 6 年 9 月分
令和 年 月 日分

戻入れ酒類の控除（還付）税額計算書 (1 / 1)

(付表2) 製造場名 霞ヶ関酒造株式会社

順号	区分	酒類コード	酒類の品目別	アルコール分別	数量	税率	税額	軽減後税額	摘要
					個	円	円	円	
1	1	4	清酒	15.0	1,000,000	8	0	10	
2	3	110	清酒	5	1,000,000	7	100,000	9	

(入力要領)

番号	項目	入力する内容等
①	申告対象年月	申告しようとする酒類を移出した年月を入力してください。
②	区分	「2 税額算出表」の「区分」の「1」「2」「3」「0」のほか、次のとおり入力してください。
		7 酒類の品目区分別及びアルコール分別（蒸留酒類及び混成酒類）ごとの税率適用区分別計
③	酒類コード	別表「酒類コード一覧表」に掲げるコードを入力してください。
④	酒類の品目別	「酒類コード」欄を入力すると、対応する酒類の品目区分が自動的に入力されます。
⑤	アルコール分別	組合令第8条の3《表示事項》により表示すべきアルコール分を入力してください。 なお、発泡性酒類及び醸造酒類に該当する酒類の税率適用区分別計には、入力しないでください。
⑥	数量	「区分」欄の選択内容に応じて以下のとおり入力してください。 ・ 区分「0」～「3」を選択したとき・・・控除の対象とする酒類の数量を入力してください。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 区分「7」を選択したとき・・・税率適用区分ごとの計を入力してください。なお、その合計数量に10ミリリットル未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
⑦	税率	税率適用区分ごとの税率を入力してください。
⑧	税額	<p>「区分」欄の選択内容に応じて以下のとおり入力してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分「0」～「3」を選択したとき・・・「数量」と「税率」により計算された結果が自動的に入力されます。 ・ 区分「7」を選択したとき・・・税率適用区分ごとの計を入力してください。
⑨	軽減後税額	入力しないでください。
⑩	摘要	粉末酒について、酒税令第19条第2項《粉末酒の数量の計算》の規定により承認を受けたものであるときは、容器の容量ごとに換算係数を入力してください。
⑪	製造場名	「申告・申請等基本情報」に入力した情報が自動入力されます。

4 移入酒類の再移出等控除（還付）税額計算書

この計算書は、移入酒類に係る再移出又は原料使用に係る控除又は還付を受ける場合に作成してください。

なお、この計算書は、別表「酒類コード一覧表」のように酒類の品目区分別及びアルコール分別にそれぞれ細分して入力してください。

また、酒類の品目別については、原則として、別表「酒類コード一覧表」に記載の順に、同一分類の酒類については適用税率順に、更に、それが同一のものはアルコール分の高いものから入力し、税率適用区分計を入力してください。なお、品目区分別計及び総合計を入力する必要はありません。

同一区分の酒類について再移出控除の対象になったものと原料使用控除の対象になったものがある場合には、区分して入力することとし、その旨を「⑩摘要」のとおり「再移出控除」又は「原料使用控除」の別等を入力してください。

おって、発泡性酒類及び醸造酒類に該当する酒類については、品目区分別かつ「区分」欄の異なる別に区分して入力した明細と、明細の各欄を合計した税率適用区分計を入力し、税率適用区分計に税率を適用して税額を算出してください。

(様式)

(移入酒類の再移出等控除（還付）税額計算書 抜粋)

CC1-5205-5

① 令和 6 年 9 月分
令和 年 月 日分

移入酒類の再移出等控除（還付）税額計算書 ⑪ (1 / 1)

申告場所 〇〇〇〇酒造株式会社

順号	区分	酒類コード	酒類の品目別	アルコール分別	数量	税率	税額	軽減後税額	備	要
② 1	1	④	みりん	⑥	100.000	⑧	2.000	⑩	再移出控除	
2	③	310	みりん	⑤	14.0	⑦	⑨	1.600		

(入力要領)

番号	項目	入力する内容等
①	申告対象年月	申告しようとする酒類を移出した年月を入力してください。
②	区分	「2 税額算出表」の「区分」の「1」「2」「3」「0」のほか、「3 戻入れ酒類の控除（還付）税額計算書」の「区分」の「7」のとおり入力してください。
③	酒類コード	別表「酒類コード一覧表」に掲げるコードを入力してください。
④	酒類の品目別	「酒類コード」欄を入力すると、対応する酒類の品目区分が自動的に入力されます。
⑤	アルコール分別	組合令第8条の3《表示事項》により表示すべきアルコール分を入力してください。 なお、発泡性酒類及び醸造酒類に該当する酒類の税率適用区分別計には、入力しないでください。
⑥	数量	「区分」欄の選択内容に応じて以下のとおり入力してください。 ・ 区分「0」～「3」を選択したとき・・・控除の対象とする酒類の数量

		<p>を入力してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分「7」を選択したとき・・・税率適用区分ごとの計を入力してください。なお、その合計数量に10ミリリットル未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
⑦	税率	税率適用区分ごとの税率を入力してください。
⑧	税額	<p>「区分」欄の選択内容に応じて以下のとおり入力してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分「0」～「3」を選択したとき・・・「数量」と「税率」により計算された結果が自動的に入力されます。 ・ 区分「7」を選択したとき・・・税率適用区分ごとの計を入力してください。
⑨	軽減後税額	<p>「区分」欄の選択内容に応じて以下のとおり入力してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分「0」を選択したとき・・・入力しないでください。 ・ 区分「1」～「3」を選択したとき・・・軽減後の税額を入力してください。 ・ 区分「7」を選択したとき・・・税率適用区分ごとの計を入力してください。
⑩	摘要	<p>1 「再移出控除」又は「原料使用控除」のいずれかを入力してください。 なお、「再移出」・「原料使用」、「再」・「原」など簡記しても差し支えありません。 また、原料使用控除の適用がある場合には、その内容（注）を入力してください。 （注）例：「〇〇（品目）の原料に使用」／「〇年〇月〇日に〇〇L 移入分のうち、〇〇（品目）の原料に使用」</p> <p>2 粉末酒について、酒税令第19条第2項《粉末酒の数量の計算》の規定により承認を受けたものであるときは、容器の容量ごとに換算係数を入力してください。</p>
⑪	製造場名	「申告・申請等基本情報」に入力した情報が自動入力されます。

5 被災酒類に対する酒税の控除（還付）明細書

この明細書は、被災酒類に対する酒税の控除又は還付を受ける場合に作成してください。

なお、この明細書は、別表「酒類コード一覧表」のように酒類の品目区分別及びアルコール分別にそれぞれ細分して入力してください。

また、酒類の品目別については、原則として、別表「酒類コード一覧表」に記載の順に、同一分類の酒類については適用税率順に、更に、それが同一のものはアルコール分の高いものから入力し、税率適用区分計を入力してください。なお、品目区分別計及び総合計を入力する必要はありません。

おって、発泡性酒類及び醸造酒類に該当する酒類については、品目区分別かつ「区分」欄の異なる別に区分して入力した明細と、明細の各欄を合計した税率適用区分計を入力し、税率適用区分計に税率を適用して税額を算出してください。

(様式)

(被災酒類に対する酒税の控除（還付）明細書 抜粋)

CC1-5205-6

令和 6 年 9 月 分
令和 年 月 日分

被災酒類に対する酒税の控除（還付）明細書 (1 / 1)

(付表4) 製造場名 雲ヶ間酒造株式会社

順号	区分	酒類コード	酒類の品目別	アルコール分別	数量	税率	税額	軽減後税額	被災酒類の損失補償額	摘要
1	1	4	発泡酒(1)	60	500.000	8		10		1枚
2	3	581	発泡酒(1)	5	7.00	181.000	9		11	1枚

(入力要領)

番号	項目	入力する内容等
①	申告対象年月	申告しようとする酒類を移出した年月を入力してください。
②	区分	「2 税額算出表」の「区分」の「1」「2」「3」「0」のほか、「3 戻入れ酒類の控除（還付）税額計算書」の「区分」の「7」のとおり入力してください。
③	酒類コード	別表「酒類コード一覧表」に掲げるコードを入力してください。
④	酒類の品目別	「酒類コード」欄を入力すると、対応する酒類の品目区分が自動的に入力されます。
⑤	アルコール分別	組合令第8条の3《表示事項》により表示すべきアルコール分を入力してください。 なお、発泡性酒類及び醸造酒類に該当する酒類の税率適用区分別計には、入力しないでください。
⑥	数量	「区分」欄の選択内容に応じて以下のとおり入力してください。 ・ 区分「0」～「3」を選択したとき・・・控除の対象とする酒類の数量を入力してください。 ・ 区分「7」を選択したとき・・・税率適用区分ごとの計を入力してくだ

		さい。なお、その合計数量に10ミリリットル未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
⑦	税率	税率適用区分ごとの税率を入力してください。
⑧	税額	「被災酒類の損失補償額」欄に入力した額が自動的に入力されます。
⑨	軽減後税額	入力しないでください。
⑩	被災酒類の損失補償額	損失補償額を入力してください。
⑪	摘要	<ol style="list-style-type: none"> 1 「被災酒類の確認書（CC1-5214）」の枚数を入力してください。 2 粉末酒について、酒税令第19条第2項《粉末酒の数量の計算》の規定により承認を受けたものであるときは、容器の容量ごとに換算係数を入力してください。
⑫	製造場名	「申告・申請等基本情報」に入力した情報が自動入力されます。

6 軽減税額算出表

この算出表において、新制度の計算方式を適用する場合の軽減後の酒税額を計算します。

(様式)

令和 6 年 9 月分 令和 年 月 日分		軽減税額算出表		整理番号		
				製造場名	霞ヶ関酒造株式会社	
		全製造場の本則税額(円) ①		申告対象製造場		
				本則税額(円) ②	軽減後税額(円) ③	
前月までの当年度酒税累計額	①	49,000,000				
当月の当年度酒税累計額の計算	軽減対象酒類の移出に係る税額	②	9,623,000	5,623,000	4,960,700	
	0円～5,000万円以下	③	1,000,000	1,000,000	800,000	
	5,000万円超～8,000万円以下	④	8,623,000	4,623,000	4,160,700	
	8,000万円超～1億円以下	⑤				
	1億円超(本則税額と軽減後税額は同額)	⑥				
控除税額計算前の当年度酒税累計額 (①+②)	⑦	58,623,000				
戻入れ酒類の控除税額の合計	⑧	100,000		100,000	90,000	
差引酒税額 (②-⑧)	⑨	9,523,000		5,523,000	4,870,700	
当年度酒税累計額 (①+⑨)	⑩	58,523,000				

軽減割合の区分 A	申告対象製造場 軽減対象外酒類の移出に係る税額	⑪	2,000
	申告対象製造場 移入酒類の再移出等控除税額の合計	⑫	1,600
	申告対象製造場 被災酒類に対する酒税の控除税額の合計	⑬	72,400
	申告対象製造場 合計酒税額 (⑩+⑪-⑫-⑬)	⑭	4,798,700

※酒税納税申告書の①～記載

(入力要領 1)

項目	入力する内容等																																	
軽減割合の区分	前年度課税移出数量が最も多い品目の数量(前年度課税移出数量のうちいずれか一の品目の数量)に応じて、次表の軽減割合の区分のA～Dのいずれかを入力してください。																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">当年度 酒税累計額</th> <th colspan="4">軽減割合</th> </tr> <tr> <th colspan="4">前年度課税移出数量のうちいずれか一の品目の数量</th> </tr> <tr> <th>400kl 以下</th> <th>400kl 超 1,000kl 以下</th> <th>1,000kl 超 1,300kl 以下</th> <th>1,300kl 超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000 万円以下</td> <td>20%</td> <td>15%</td> <td>10%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>5,000 万円超～ 8,000 万円以下</td> <td>10%</td> <td>7.5%</td> <td>5%</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>8,000 万円超～ 1 億円以下</td> <td>5%</td> <td>3.75%</td> <td>2.5%</td> <td>1.25%</td> </tr> <tr> <td>軽減割合の区分</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> </tr> </tbody> </table>	当年度 酒税累計額	軽減割合				前年度課税移出数量のうちいずれか一の品目の数量				400kl 以下	400kl 超 1,000kl 以下	1,000kl 超 1,300kl 以下	1,300kl 超	5,000 万円以下	20%	15%	10%	5%	5,000 万円超～ 8,000 万円以下	10%	7.5%	5%	2.5%	8,000 万円超～ 1 億円以下	5%	3.75%	2.5%	1.25%	軽減割合の区分	A	B	C	D
	当年度 酒税累計額		軽減割合																															
			前年度課税移出数量のうちいずれか一の品目の数量																															
		400kl 以下	400kl 超 1,000kl 以下	1,000kl 超 1,300kl 以下	1,300kl 超																													
	5,000 万円以下	20%	15%	10%	5%																													
5,000 万円超～ 8,000 万円以下	10%	7.5%	5%	2.5%																														
8,000 万円超～ 1 億円以下	5%	3.75%	2.5%	1.25%																														
軽減割合の区分	A	B	C	D																														
製造場名	「申告・申請等基本情報」に入力した情報が自動入力されます。																																	

(入力要領2)

行	列	入力する内容等
①	①	その年度の4月から前月分までの当年度酒税累計額（前月分の「酒税納税申告書」に添付した「6 軽減税額算出表」の「当年度酒税累計額⑩」欄の金額）を入力してください。
②	②	全製造場（A）又は申告対象製造場（B）に係る「2 税額算出表」の区分「1」又は「3」の「算出税額」欄の金額の合計を入力してください。
	③	③の③～⑥の金額の合計を入力してください。
③～⑥	④	当年度酒税累計額に応じて、「②」の金額の内訳を入力してください。
	⑤	④の金額に応じて、⑤の金額を（入力要領1）の表の軽減割合で軽減した後の金額を入力してください。
⑦	⑦	（①A+②A）の金額を入力してください。
⑧	⑧	全製造場（A）又は申告対象製造場（B）に係る「3 戻入れ酒類の控除（還付）税額計算書」の「区分」欄が「1」又は「3」の「税額」欄の金額の合計を入力してください。
	⑨	戻入れ前（酒類を戻し入れる直前）の当年度酒税累計額の区分に応じて、戻入れ酒類に係る本則税額を（入力要領1）の表の軽減割合で軽減した後の金額について、申告対象年月の合計金額を入力してください。 （注）戻入れ酒類に係る本則税額を（入力要領1）の表の軽減割合で軽減する際に当年度酒税累計額の区分が各区分にまたがる場合には、区分ごとの軽減割合に応じて、戻入れ酒類に係る控除税額を計算してください。
⑨	⑨	（②-⑧）の金額を入力してください。
⑩	⑩	（①A+⑨A）の金額を入力してください。
⑪	—	「2 税額算出表」の「区分」欄が「0」又は「2」の「算出税額」欄の金額の合計を入力してください。
⑫	—	次の金額の合計を入力してください。 ・ 「4 移入酒類の再移出等控除（還付）税額計算書」の「軽減後税額」（軽減後税額が入力されていないものについては「税額」欄の金額 ・ 「3 戻入れ酒類の控除（還付）税額計算書」の「区分」欄が「0」又は「2」の「税額」欄の金額
⑬	—	「5 被災酒類に対する酒税の控除（還付）明細書の税額」の「税額」欄の金額の合計を入力してください。
⑭	—	（⑨C+⑪-⑫-⑬）の金額を入力してください。

7 酒税納税申告書（納付すべき税額等の計算）

納付する酒税の税額を計算します。

（様式）

(酒税納税申告書 抜粋)							
記							
納付すべき税額等の計算	区 分	この申告書による税額					
	算 出 税 額	①	4,798,700 円		修正申告の場合の修正申告前の確定額		
	端 数 切 捨 額	②	0 円				
	還付を受ける金額	③	円		⑤	円	
	納付すべき税額	④	4,798,700 円		⑥	円	
						⑦	4,798,700 円
納 期 限 の 延 長		還 付 さ れ る 税 金 の 受 取 場 所				摘 要	
※（延長後の納期限）		1 銀行等の預貯金口座に振込みを希望する場合 銀行等名称		2 ゆうちょ銀行の郵便貯金口座に 振込みを希望する場合 通常貯金の記号番号			
※（延長する税額）		支店等名称		3 ゆうちょ銀行の窓口若しくは郵便局窓口 での受け取りを希望する場合 店舗名			
税 理 士 署名押印	(電話番号 - -)	預 金 口 座 番 号		この申告書に係る通知等がある場合、 e-Taxiによる通知を希望します。(<input type="checkbox"/> 加算税 <input type="checkbox"/> 還付金額込)			
税理士法 上の書類 提出の有無	<input type="checkbox"/> 税理士法第30条の書面提出 有	期限後申告若しくは修正申告する 理由、又は還付請求申告書の場合 納税申告書の提出を要しない理由					
	<input type="checkbox"/> 税理士法第33条の2の書面 提出有						

（入力要領）

番号	入力する内容等
①	「6 軽減税額算出表」の「申告対象製造場 合計酒税額⑭」欄の金額を入力してください。
②	「①」欄の金額に 100 円未満の端数があるとき又はその金額が 100 円未満であるときは、その端数金額又は 100 円未満の金額が自動で入力されます。 (注)「①」欄の金額が「▲」（マイナス）表示されている場合には、この欄は使用しませんので、自動入力されません。
③	「①」欄の金額が「▲」（マイナス）表示されている場合に、その金額が自動で入力されます。(この場合、「▲」（マイナス）は表示されません。)
④	(①-②) の金額が自動で入力されます。 (注)「①」欄の金額が「▲」（マイナス）表示されている場合には、この欄は使用しませんので、自動入力されません。
⑤・⑥	修正申告書を作成する際に入力してください。 修正申告前に提出した納税申告書の「この申告書による税額」欄の記載内容又は修正申告書提出前に受けた酒税の更正又は決定及び加算税賦課決定通知書の次葉の「調査額」の「③」若しくは「④」欄の記載内容を「⑤」若しくは「⑥」欄に入力してください。
⑦	(④-⑥+⑤-③) の金額が自動で入力されます。

(別表)

酒類コード一覧表

酒類コード	品目区分	備考
110	清酒	
115	清酒（発泡）	（注1）
117	清酒（発泡（本則））	（注2）
150	合成清酒	
152	合成清酒（措置法）	（租税特別措置法等の一部を改正する法律平成13年法律第7号）第87条の3《合成清酒等に係る酒税の税率の特例》の規定の適用を受けるもの
155	合成清酒（発泡）	（注1）
157	合成清酒（発泡（本則））	（注2）
210	連続式蒸留焼酎	
215	連続式蒸留焼酎（発泡）	（注1）
217	連続式蒸留焼酎（発泡（本則））	（注2）
250	単式蒸留焼酎	
255	単式蒸留焼酎（発泡）	（注1）
257	単式蒸留焼酎（発泡（本則））	（注2）
310	みりん	
311	みりん（措置法1）	（租税特別措置法等の一部を改正する法律平成12年法律第13号）第87条の3《みりん等に係る酒税の税率の特例》第1号の規定の適用を受けるもの
312	みりん（措置法2）	（租税特別措置法等の一部を改正する法律平成12年法律第13号）第87条の3《みりん等に係る酒税の税率の特例》第2号の規定の適用を受けるもの
313	みりん（措置法3）	（租税特別措置法等の一部を改正する法律平成13年法律第7号）第87条の3《合成清酒等に係る酒税の税率の特例》の規定の適用を受けるもの
315	みりん（発泡）	（注1）
317	みりん（発泡（本則））	（注2）
350	ビール	
410	果実酒	
415	果実酒（発泡）	（注1）
417	果実酒（発泡（本則））	（注2）
450	甘味果実酒	
455	甘味果実酒（発泡）	（注1）
457	甘味果実酒（発泡（本則））	（注2）
510	ウイスキー	
515	ウイスキー（発泡）	（注1）
517	ウイスキー（発泡（本則））	（注2）
550	ブランデー	
555	ブランデー（発泡）	（注1）

酒類コード	品目区分	備考
557	ブランデー（発泡（本則））	（注2）
570	原料用アルコール	
580	発泡酒	令和8年10月1日～
581	発泡酒（1）	<p>所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号。以下「平成29年改正法」という。）附則第36条第4項の規定の適用を受けるもの</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 麦芽含有率50%以上又はアルコール分10度以上20度未満のもの ・ 酒税法第3条第18号ロの規定に該当するものうち、いわゆる「新ジャンル」以外のもの（令和5年9月30日まで品目区分に「発泡（本則）」とあったもの） ・ 同法第3条第18号ハの規定に該当するもの <p>（～令和8年9月30日）</p>
582	発泡酒（2）	<p>平成29年改正法附則第36条第5項第1号の規定の適用を受けるもの</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 麦芽含有率50%未満25%以上のもの <p>（～令和8年9月30日）</p>
583	発泡酒（3）	<p>平成29年改正法附則第36条第5項第2号の規定の適用を受けるもの</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 麦芽含有率25%未満のもの ・ 酒税法第3条18号ロの規定に該当するものうち、いわゆる「新ジャンル」（令和5年9月30日まで596又は716とされていたもの） <p>（～令和8年9月30日）</p>
591	その他の醸造酒	
595	その他の醸造酒（発泡）	（注1）
596	その他の醸造酒（発泡）（新ジャンル）	令和2年10月1日～令和5年9月30日 いわゆる「新ジャンル」
597	その他の醸造酒（発泡（本則））	（注2）
610	スピリッツ	
615	スピリッツ（発泡）	（注1）
617	スピリッツ（発泡（本則））	（注2）
710	リキュール	
715	リキュール（発泡）	（注1）
716	リキュール（発泡）（新ジャンル）	令和2年10月1日～令和5年9月30日 いわゆる「新ジャンル」
717	リキュール（発泡（本則））	（注2）
820	粉末酒	
825	粉末酒（発泡）	（注1）

酒類コード	品目区分	備考
827	粉末酒（発泡（本則））	（注2）
830	その他の雑酒	
831	その他の雑酒（みりん類似）	
833	その他の雑酒（みりん類似措置法1）	（租税特別措置法等の一部を改正する法律平成12年法律第13号）第87条の3《みりん等に係る酒税の税率の特例》第1号の規定の適用を受けるもの
834	その他の雑酒（みりん類似措置法2）	（租税特別措置法等の一部を改正する法律平成12年法律第13号）第87条の3《みりん等に係る酒税の税率の特例》第2号の規定の適用を受けるもの
838	その他の雑酒（みりん類似措置法3）	（租税特別措置法等の一部を改正する法律平成13年法律第7号）第87条の3《合成清酒等に係る酒税の税率の特例》の規定の適用を受けるもの
832	その他の雑酒（その他のもの）	
837	その他の雑酒（その他のもの・発泡）	
850	雑酒	
852	雑酒（みりん類似）	令第8条の2に該当するもの
855	雑酒（発泡）	（注1）
857	雑酒（発泡（本則））	（注2）
000	全酒類	

注1 品目区分に（発泡）とあるのは、その他の発泡性酒類になるもの（発泡性があり、かつ、アルコール分が10度未満（令和8年10月1日以降は、11度未満）であるもの）のうち、平成29年改正法による改正前の酒税法（以下「旧酒税法」という。）第23条第2項第3号（令和2年10月1日から令和5年9月30日までの間は平成29年改正法附則第36条第2項第4号、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの間は同条第5項第3号、令和8年10月1日以降は酒税法第23条第2項）の税率を適用するもの。

2 品目区分に（発泡（本則））とあるのは、その他の発泡性酒類になるもののうち、旧酒税法第23条第2項第3号（令和2年10月1日から令和5年9月30日までの間は平成29年改正法附則第36条第2項第3号又は第4号）の税率が適用されないもの。

II 申告書の入力例

申告書作成条件（令和6年9月分）

① 前年度（令和5年4月～令和6年3月）の実績（全製造場の合計）

清酒	課税移出数量	350,000,000 mℓ（※1）
みりん	課税移出数量	100,000,000 mℓ
ビール	課税移出数量	300,000,000 mℓ
発泡酒	課税移出数量	250,000,000 mℓ
合計	課税移出数量	1,000,000,000 mℓ（※2）

※1 前年度課税移出数量が最も多い品目の数量

※2 前年度課税移出数量

② 申告対象製造場の当年度酒税累計額（令和6年8月末時点） 25,000,000 円

③ 他の製造場の当年度酒税累計額（令和6年8月末時点） 24,000,000 円

④ 令和6年9月の実績（申告対象製造場）

清酒（アルコール分15度）	総移出数量	11,000,000 mℓ
	内未納税移出数量	500,000 mℓ
	内輸出免税数量	500,000 mℓ
	戻入控除数量	1,000,000 mℓ（※1）
みりん（アルコール分14度）	総移出数量	5,000,000 mℓ
	内再移出控除適用数量	100,000 mℓ（※2）
ビール（アルコール分5度）	総移出数量	20,000,000 mℓ
発泡酒（アルコール分5度）	総移出数量	5,000,000 mℓ
（麦芽使用比率50%以上）	被災酒類数量	500,000 mℓ（※3）

※1 戻入れ前の当年度酒税累計額は52,000,000円である。

※2 他の酒類製造場からの移出時（令和6年4月以降）に租税特別措置法の適用（軽減割合は20%）を受けている。

※3 被災酒類に係る酒税額は72,400円である。

⑤ 令和6年9月の実績税額（他の製造場※ 詳細省略）

軽減対象酒類の移出に係る本則税額 4,000,000 円

※ 戻入控除の適用はない。

⑥ 申告対象製造場で「[税率の特例適用に係る製造場の選択届出書](#)」を提出している。

⑦ 申告者は清酒、みりん、ビール及び発泡酒の製造免許を受けている。

⑧ e-Tax送信時に、「酒税納税申告書」の添付書類として、未納税移出に係る「未納税移入証明書」及び被災酒類に係る「被災酒類の確認書」をイメージデータ（PDF形式）により提出する。

令和 6 年 9 月 29 日
令和 6 年 9 月 日分

酒 税 納 税 申 告 書

令和 6 年 10 月 29 日	(製造場の所在地及び名称) 〒100 - 8978 東京都千代田区霞が関 3-1-1	電話番号00 - 0000 - 0000	申告区分	調査区分
申告者	霞ヶ関酒造株式会社 (住所) 〒100 - 8978 霞ヶ関酒造株式会社 (氏名又は名称及び代表者氏名) 霞ヶ関酒造株式会社 国税 太郎	電話番号00 - 0000 - 0000	申告年月日	
税務署長殿			調査年月日	
町			審査者印	

下記のとおり酒税の納税申告書 (期限内申告書) を提出します。

納付すべき税額等の計算	区分	この申告書による税額	記
算出税額	①	4,798,700 円	修正申告の場合の修正申告前の確定額
端数切捨額	②	0 円	
還付を受ける金額	③	円	
納付すべき税額	④	4,798,700 円	
納期限の延長	還付される税金の受取場所		差引納付税額 (④-⑥+⑤-③)
※ (延長後の納期限)	銀行等の預貯金口座に振込みを希望する場合		⑦ 4,798,700 円
※ (延長する税額)	支店等名称		摘要
税理士署名押印	(電話番号 - - -)	預金 口座番号	
税理士法上の書面提出の有無	<input type="checkbox"/> 有	銀行等名称	2 ゆうちよ銀行の郵便貯金口座に振込みを希望する場合 通常貯金の記号番号 -
税理士法第33条の2の書面提出の有無	<input type="checkbox"/> 提出有	支店等名称	3 ゆうちよ銀行の窓口若しくは郵便局窓口での受け取りを希望する場合 店舗名

「軽減税額算出表」の⑭から転記

この申告書に係る追加等がある場合、e-Taxによる通知を希望します。(加算税 還付金振込)

税額算出表

順 号	区 分	酒 類 コ ー ド	酒 類 の 品 目 別	ア ル コ ー ル 分 別	① 総 移 出 数 量	②未納税移出数量		④課税標準数量 (①-②-③)	⑤税率	(⑦)軽減後(税額) ⑥税額	⑧控除税額	⑨算出税額 (⑥-⑧)又は (⑦-⑧)	摘 要
						ML	ML						
1	0	110	清酒	15.0	1,000,000	500,000	0					0	
2	0	110	清酒		1,000,000	500,000	0	100,000		0	0	0	
3	1	110	清酒	15.0	10,000,000		10,000,000			0	0	0	
4	1	110	清酒		10,000,000		10,000,000	100,000		1,000,000		1,000,000	
5	8	110	清酒		11,000,000	500,000	10,000,000			1,000,000		1,000,000	
6	0	310	みりん	14.0	100,000		100,000	20,000		2,000		2,000	
7	1	310	みりん	14.0	4,900,000		4,900,000	20,000		98,000		98,000	
8	8	310	みりん		5,000,000		5,000,000			100,000		100,000	
9	1	350	ビール	5.0	20,000,000		20,000,000			0		0	
10	1	350	ビール		20,000,000		20,000,000	181,000		3,620,000		3,620,000	
11	8	350	ビール		20,000,000		20,000,000			3,620,000		3,620,000	
12	1	581	発泡酒(1)	5.0	5,000,000		5,000,000			0		0	
13	1	581	発泡酒(1)		5,000,000		5,000,000	181,000		905,000		905,000	
14	8	581	発泡酒(1)		5,000,000		5,000,000			905,000		905,000	
15	9	000	全酒類		41,000,000	500,000	40,000,000			5,625,000		5,625,000	
16						500,000							
17						500,000							
18													

「軽減税額算出表」
の①へ転記

「軽減税額算出表」
の②⑧へ転記

CC1-5205-4

令和 6 年 9 月 日分
 戻入れ酒類の控除 (還付) 税額計算書 (1 / 1)

順 号	区 分	酒 類 コ ー ド	酒 類 の 品 目 別	ア ル コ ー ル 分 別 度	数 量 ML	税 率 円	税 額 円	軽 減 後 税 額 円	摘 要
1	1	110	清酒	15.0	1,000,000		0		
2	1	110	清酒		1,000,000	100,000	100,000		
3	7	110	清酒		1,000,000		100,000		
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									

(付表2)

製造場名 露ヶ岡酒造株式会社



「軽減税額算出表」
 の⑧⑨へ転記

(移入酒類の再移出等控除 (還付) 税額計算書)

CC1-5205-5

令和 6 年 9 月 日
令和 年 月 日

移入酒類の再移出等控除 (還付) 税額計算書 (1 / 1)

期 号	区 分	酒 類 コ ー ド	酒 類 の 品 目 別	ア ル コ ー ル 分 別	数 量	税 率	税 額	軽 減 後 税 額	備 考	要
1	1	310	みりん	14.0	100,000	20.000	2,000	1,600	再移出控除	
2	7	310	みりん	14.0	100,000		2,000	1,600		
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										

(付表3)

製造場名 霞ヶ関酒造株式会社

「軽減税額算出表」
の⑫へ転記

(被災酒類に対する酒税の控除 (還付) 明細書)

CC1-5205-6

令和 6 年 9 月 日分
令和 年 月 日分

被災酒類に対する酒税の控除 (還付) 明細書 (1 / 1)

製造場名 霞ヶ関酒造株式会社															
順 号	区 分	酒 類 コ ー ド	酒 類 の 品 目 別	ア ル コ ー ル 分 別	数 量	ML	税 率	税 額	円	軽 減 後 税 額	円	被災酒類の 損失補償額	円	備 考	要
1	1	581	発泡酒 (1)	5.0	500,000									1枚	
2	1	581	発泡酒 (1)		500,000		181.000	72,400				72,400		1枚	
3	7	581	発泡酒 (1)		500,000			72,400				72,400			
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															

↑
「軽減税額算出表」
の⑬へ転記

令和 6 年 9 月分
令和 年 月 日分

軽減税額算出表

整理番号		霞ヶ関酒造株式会社	
製造場名		申告対象製造場	
全製造場の本則税額(円)		本則税額(円)	軽減後税額(円)
④		⑤	
①	前月までの当年度酒税累計額	49,000,000	
②	軽減対象酒類の移出に係る税額	5,623,000	4,960,700
③	0円～5,000万円以下	1,000,000	800,000
④	5,000万円超～8,000万円以下	4,623,000	4,160,700
⑤	8,000万円超～1億円以下		
⑥	1億円超(本則税額と軽減後税額は同額)		
⑦	控除税額計算前の当年度酒税累計額 (①+②)	58,623,000	
⑧	戻入れ酒類の控除税額の合計	100,000	90,000
⑨	差引酒税額 (②-⑧)	9,523,000	4,870,700
⑩	当年度酒税累計額 (①+⑨)	58,523,000	
軽減割合の区分			
⑪	申告対象製造場 軽減対象外酒類の移出に係る税額		2,000
⑫	申告対象製造場 移入酒類の再移出等控除税額の合計		1,600
⑬	申告対象製造場 被災酒類に対する酒税の控除税額の合計		72,400
⑭	申告対象製造場 合計酒税額 (⑨C+⑪-⑫-⑬)		4,798,700

「税額算出表」から転記

「戻入れ酒類の控除(還付)税額計算書」から転記

「税額算出表」から転記

「移入酒類の再移出等控除(還付)税額計算書」から転記

「被災酒類に対する酒税の控除(還付)明細書」から転記

A

※酒税納税申告書の①へ記載

「酒税納税申告書」
の①へ転記

Ⅲ 申告書様式

1 酒税納税申告書

CC1-5205-1

令和 年 月 日 酒税納税申告書 令和 年 月 日分

令和 年 月 日	(製造場の所在地及び名称) 〒	電話番号	申告区分	調査区分
申告者		(住所) 〒	税務署 整理 欄	
税務署長殿		(氏名又は名称及び代表者氏名)	申告年月日	
			調査年月日	
			審査者印	

下記のとおり酒税の納税申告書 () を提出します。記

納付すべき税額等の計算	区分	この申告書による税額	修正申告の場合の修正申告前の確定額	差引納付税額 (④-⑥+⑤-③)	摘要
算出税額	①	円			
端数切捨額	②	円			
還付を受ける金額	③	円			
納付すべき税額	④	円			
納期限の延長	還付される税金の受取場所				
※ (延長後の納期限)	1 銀行等の預貯金口座に振込みを希望する場合 銀行等名称	2 ゆうちょ銀行の郵便貯金口座に 振込みを希望する場合 通常貯金の記号番号			
※ (延長する税額)	支店等名称	3 ゆうちょ銀行の窓口若しくは郵便局窓口 での受け取りを希望する場合 店舗名			
税理士署名押印	(電話番号 - - -)	預金口座番号			
税理士法上の書面提出の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	期限後申告若しくは修正申告する理由、又は還付請求申告書の納税申告書の提出を要しない理由			

この申告書に係る通知等がある場合、e-Taxによる通知を希望します。(加算税 還付金額は)

2 税額算出表

CC1-5205-2 令和 年 月 日分 酒類の品目別 税額算出表 (/)

順号	区分	酒類コード	酒類の品目別	アルコール 分別 度	①総移出数量 ML		②未納税移出数量 ML		④課税標準数量 (①-②-③) ML	⑤税率	(⑦軽減後税額) ⑥税 円	控除数量 ML		⑨算出税額 (⑥-⑧)又は (⑦-⑧) 円	摘要
					①総移出数量 ML	③輸出免税数量 ML	②未納税移出数量 ML	③輸出免税数量 ML				⑧控除税額 円			
1											()				
2											()				
3											()				
4											()				
5											()				
6											()				
7											()				
8											()				
9											()				
10											()				
11											()				
12											()				
13											()				
14											()				
15											()				
16											()				
17											()				
18											()				

3 戻入れ酒類の控除（還付）税額計算書

CC1-5205-4
令和 年 月 日分
令和 年 月 日分
戻入れ酒類の控除（還付）税額計算書
(/)

順 号	区 分	酒 類 コ ー ド	酒類の品目別	アルコール 分 別 度	数 量	ML	税 率	税 額	円	軽減後税額 円	摘 要	製造場名
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												

4 移入酒類の再移出等控除（還付）税額計算書

CC1-5205-5

令和 年 月 日分
 令和 年 月 日分
 移入酒類の再移出等控除（還付）税額計算書
 (/ /)
 (付表3)

順 号	区 分	酒 類 コ ー ド	酒類の品目別	アルコール 分別 度	数 量	ML	税 率	円	税 額	円	軽減後税額	円	摘 要
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													

5 被災酒類に対する酒税の控除（還付）明細書

令和 年 月 日分
令和 年 月 日分

被災酒類に対する酒税の控除（還付）明細書 (/)

(付表4)

順 号	区 分	酒 類 コ ー ド	酒 類 の 品 目 別	ア ル コ ー ル 分 別	数 量	税 率	税 額	控 除 後 税 額	被 災 酒 類 の 損 失 補 償 額	備 考	要 求
				度	ML	%	円	円	円		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											

6 軽減税額算出表

年 月 日 分		軽減税額算出表		整理番号
年 月 日 分		製造場名		製造場名
		全製造場の本則税額 (円)	申告対象製造場	本則税額 (円)
				軽減後税額 (円)
①	前月までの当年度酒税累計額			
②	軽減対象酒類の移出に係る税額			
③	0円～5,000万円以下			
④	5,000万円超～8,000万円以下			
⑤	8,000万円超～1億円以下			
⑥	1億円超(本則税額と軽減後税額は同額)			
⑦	控除税額計算前の当年度酒税累計額 (①+②)			
⑧	戻入れ酒類の控除税額の合計			
⑨	差引酒税額 (②-⑧)			
⑩	当年度酒税累計額 (①+⑨)			
軽減割合の区分				
		申告対象製造場 軽減対象外酒類の移出に係る税額		⑪
		申告対象製造場 移入酒類の再移出等控除税額の合計		⑫
		申告対象製造場 被災酒類に対する酒税の控除税額の合計		⑬
		申告対象製造場 合計酒税額 (⑨+⑪+⑫-⑬)		⑭

※酒税納税申告書の①へ記載